

広島県告示第四百五十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾大西港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年九月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和四年六月六日

大西港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾大西港放置等禁止区域

大串港地区

1 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「西野」（北緯三四度一四分三七秒〇六五一、東経一三二度五一分〇一秒五五四、標高五〇・五八メートル）

基点一 基準点から一六度一七分一八秒の方向一三七・五八メートルの点

基点二 基点一から一一七度一〇分二六秒の方向八六四・〇五メートルの点

二 地方港湾大西港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物